

(法第10条第1項第7号関係)

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から 令和4年3月31日まで

特定非営利活動法人まいづる遊BixS

1 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度は、以下の事業について確実に実施することを目標とする。
- ・法人の活動について、SNSなどを広く活用し、より多くの市民に知られるよう活動する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
① あそびの 体験活動事業	大人もあそぶ事業 ・大人が子どもと一緒に、 真剣に遊ぶ機会を創出	(A)年8回(8月～3 月の間に行う) (B)地域の子育て 交流施設あそびあ む・公園等 (C)3名	(D)舞鶴市民 (E)各20名	175
	どこでもあそびあむ事業 ・市域全体を遊び場として市 内の自然・文化・人等の地 域資源を活用し、体験やあ そびが行える機会を創出	(A)年3回(7月～11 月) (B)地域の山・海・ 寺・商店街等 (C)20名	(D)舞鶴市民 (E)各30名	113
	あそびあむスタート事業 ・これまで「あそびあむ」を 利用しにいくかった属性を 対象に、あそびを通じた交 流会を実施	(A)年1回 (B)地域の子育て 交流施設あそびあ む・他 (C)3名	(D)舞鶴市民 (E)各10名	112
	特別企画事業 ・アーティストや技術者によ る「あそび・交流」のイベ ントを開催 【垂谷知明ワークショップ】「きよ くせんとちよくせん」	(A)年1回 冬休み期間4日間 (B)子育て交流施 設あそびあむ (C)2名	(D)舞鶴市民 (E)1日3回×1 0人×4日間 、計120人	400

① あそびの 体験活動事業	交流事業 ・子育て家庭をはじめ、様々な方々と意見交換したり遊んだりできる場を創出 【まりげの子育て交流会 「絵日記を楽しもう」】	(A)年2回 秋・冬 (B) 子育て交流施設あそびあむ (C)3名	(D)舞鶴市民 (E)各10組	200
② あそびの 情報発信事業	SNS等(Instagram、Facebook、YouTube)の活用により、各実施事業の情報発信及び遊びに関する情報の発信	(A)随時 (C)2人	不特定多数	350
③ あそびの 啓発事業	本事業年度は実施予定なし			0

(2)その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
① 会員相互の 情報交換、 連携、交流事業	研修事業 ・あそびに対して真剣に取り組んでいる所を会員で見学・体験して、団体としての質の向上を図る	(A)年1回 (B)地域外 (C)10名	(D)会員 (E)20名 会員とその家族	50